

# 畜産とくつく情報

平成 21 年 10 月 9 日  
(通算 第 104 号)  
問い合わせ先  
長野県庁農政部園芸畜産課  
電話 026-235-7232  
enchiku@pref.nagano.jp

## 家きん農場における新型インフルエンザの対応 についてのお願い

新型インフルエンザが全国で流行しています。

また、海外では新型インフルエンザが人から七面鳥へ感染した事例が報告されています。

長野県では、万一家きんが感染した場合でも、風評被害が起こらないよう万全の対策をとるため、家きん農場における新型インフルエンザの当面の対応方針を定め、家きんへの感染及びまん延防止を行うこととしました。

家きん飼養者の皆様は、飼養家きんへの新型インフルエンザの感染に十分注意していただくとともに、各種対応について御理解と御協力をお願いします。

### 1 飼養衛生管理の徹底

インフルエンザ様症状(38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等)のある従業員や関係者(家族、飼料運搬業者、薬品納入業者、獣医師等)を農場へ立ち入らせないようにしてください。

人、車両の立入の状況を記録してください。

農場の従業員や関係者は、農場への立入りに際して、畜舎専用の手袋、作業靴、作業衣等の着用に加え、入退場時の消毒を励行してください。

### 2 飼養者、従業員又は家族がインフルエンザ様症状を呈する場合 速やかに医療機関で受診するようにしましょう。

### 3 飼養者、従業員又は家族がインフルエンザ(A型)と診断された場合

#### (1) 以下に留意し飼養管理を行ってください。

畜舎内作業は可能なかぎり感染者以外の方が行ってください。

やむを得ず感染者が畜舎内作業を行う場合には、マスク、手袋等を必ず着用し、感染を広げるおそれのある物(使用したマスク、手袋、鼻紙等)の廃棄専用蓋付きゴミ箱等を用意するなど、これらからのウイルス飛散を防止する対策をとるとともに、作業着等の消毒を徹底し、家きんへの感染に十分注意してください。

#### (2) 新型インフルエンザが鶏等に感染するかは分かっていませんが、新型インフルエンザの人から家きんへの感染防止、家きんの間でのまん延防止のため、以下の場合には、家畜保健衛生所へ速やかに連絡してください。

飼養者又は従業員がインフルエンザ(A型)と診断された場合

関係者がインフルエンザ（A型）と診断され、ウイルス排泄期間（概ね発症1日前から発症後7日間）に畜舎に立ち入っていたことが判明した場合

#### 4 家畜保健衛生所による立入検査

(1) ご連絡がありましたら、家畜保健衛生所が農場へ立ち入らせていただき、異常の有無の確認と、異常があった場合には、インフルエンザ簡易検査を実施します。

(2) 簡易検査陽性の場合、陽性群の隔離、陽性群及び陽性群から生産された卵の移動自粛をお願いします。（ウイルスの亜型が確定するまで）

なお、簡易検査陽性では高病原性鳥インフルエンザの可能性もあることから、「鳥インフルエンザを疑う事例」の発生について県で公表します。

(3) 新型インフルエンザ又は高病原性鳥インフルエンザ以外のインフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）と判定された場合、家畜防疫対策要綱に基づく対策を行います。

##### ア まん延防止対策

・陽性群の隔離、発症している家きんの早期の自主淘汰及び陽性群から生産された卵の出荷自粛をお願いします。

・種鶏場（ふ化場含む）についてはふ化業務の一時停止をお願いします。

・陽性群から生産された卵は、消毒等、ウイルスを広げるおそれのないよう処理した場合には、出荷（使用）可能とします。

##### イ 家きんの出荷再開等

(ア) 家畜保健衛生所は、一定期間（7日間程度）経過後、再度全ての飼養家きんの異常の有無を確認し、ウイルスが陽性だった群及び異常のある家きん計10羽の簡易検査を実施します。この検査で陰性を確認した時点で移動自粛要請を終了します。

(イ) 種鶏場（ふ化場含む）については、(ア)の措置の後、ふ化業務を再開することとし、生産されたひなを3～4週間観察し、再発のないことを確認した上で販売を再開してください。

#### (4) 公表

新型インフルエンザと判定された場合、県で公表します。

（地域は限定せず、県内の発生とします）

また、最終的に陰性を確認し、移動自粛要請を終了した時点で、その旨を県で公表します。

詳しくは、最寄りの家畜保健衛生所へお問い合わせください。

家畜保健衛生所	電 話	家畜保健衛生所	電 話
佐久	0267-62-4123	松本	0263-47-3223
上田支所	0268-23-1630	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782		
飯田	0265-53-0439 時間外：0265-23-1111	県庁園芸畜産課	026-235-7232 時間外：026-232-0111